

国民健康保険 新しい保険証はお手元に届きましたか？

国民健康保険に加入している皆さんへ、新しい保険証（国民健康保険被保険者証・国民健康保険退職被保険者証）を、8月中旬に送付しました。

簡易書留郵便のため、配達時に不在だった場合は高浜郵便局で一時保管されていますが、9月1日(土)以降は市役所に返送されます。

まだ受け取っていない方は、市民窓口グループへ問い合わせてください。

問合せ先 市民窓口グループ ☎52-1111（内線219・261）

西三河8市町特別徴収徹底宣言！ ～住民税は給与からの天引きで～

◆平成31年度から特別徴収義務者の指定を徹底します◆

法令により、所得税の源泉徴収義務がある事業所は個人住民税を特別徴収（給与から天引き）によって納めることとされています。西三河8市町（岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町）は、法令遵守、納税者の利便性の向上などのため、平成31年度から原則としてすべての事業所に特別徴収義務者の指定を実施します。

【今回指定の対象となる事業所】 従業員(※)の総数が3人以上の事業所

【特別徴収の対象となる従業員】 前年中（1月1日～12月31日）に課税対象所得があり、

4月1日現在において、事業者（特別徴収義務者）から給与の支払いを受けている方(※)が対象です。

(※) 正社員、契約社員、役員、パート、アルバイトなど雇用形態は関係ありません。

ただし、以下（A～F）に該当する従業員については普通徴収となります。

- ① 総従業員数が3人未満の事業所の給与所得者
- ② ほかの事業所で特別徴収を実施する乙欄該当者
- ③ 毎月の給与が少なく指定された税額を天引きできない方
- ④ 給与の支払いが不定期な方（給与の支払いのない月がある方）
- ⑤ 個人事業主の専従者（専従者以外の給与所得者が在籍する事業所は除く）
- ⑥ 退職者・休職者または指定年度の5月31日までに退職予定・休職予定の方

特別徴収にすると金融機関に出向く必要がなく、納め忘れることがありません。

また、年税額を12回にわけて給与天引きするので、1回あたりの負担が軽くなります。

現在、個人住民税が特別徴収されていない方で、これから特別徴収を希望の方は、勤務先へ問い合わせてください。

問合せ先 税務グループ ☎52-1111（内線246・247）